

綾川町立綾上中学校いじめ防止基本方針

1 いじめの定義と基本認識

「いじめ」とは、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法第2条より）

「いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものである。そして、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものである。しかし、いじめはどの学校でもどの生徒にも起こり得ることである。」という基本的な認識に立ち、ここに定める基本方針に従って、全校生徒が「明るく楽しい学校生活」を送ることのできる「いじめ防止基本方針」を策定する。

2 いじめ防止等に向けた基本的な方針

（１）いじめの未然防止

全校生徒が、安心して学校生活を送ることができるよう、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりに努める。また、全校生徒が「いじめは決して許されない」ことの理解を促すとともに、いじめを自分たちの問題として考えられるよう指導し、いじめの傍観者にならない集団づくりに努める。

（２）いじめの早期発見

「全教職員が全校生の担任」であるという意識をもち、日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化を見逃さないよう努めるとともに、教職員相互の積極的な情報交換により情報を共有する。

（３）いじめへの早期対応

- ① いじめを認知した場合には、特定の教職員で抱え込まず、組織的に対応する。
- ② 被害生徒を守り通すとともに、毅然とした態度で加害生徒を指導する。
- ③ 教職員全員の共通理解の下、保護者や関係機関の協力を得て対応する。

（４）重大事態への対処

重大事態が発生した場合は、すみやかに町教育委員会に報告し、その事態に対処するとともに、再発防止に努める。

（５）教職員の指導力の向上

すべての教職員のいじめに対する正しい理解と人権感覚の向上、それらを踏まえた正しい生徒理解といじめの対応に係る指導力向上を図るための校内研修を、年間計画に位置づけ実施する。

3 いじめ防止等のための組織

本校におけるいじめの防止等に関する措置が実効的に機能するよう、ステップアップ委員会（いじめ防止対策委員会）を設置する。構成員は、校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、学年団教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとし、毎週火曜日に開催する。

4 いじめ未然防止等のための取組

（１）わかる授業・居場所感のある授業づくりの推進

生徒一人一人が達成感や充実感を味わい、自己有能感と自尊感情を高めることができる「わかる授業づくり」の実践に努める。また、教師との信頼関係、なかまとの受容感や安心感、一体感が生まれる「居場所感」のある授業づくりを通して、居心地のよい学校づくりに努める。

（２）道徳教育及び体験活動

いじめの防止にむけ、思いやりの心や命の大切さ等について全校生徒が共通認識をもてるよう、道徳教育や体験活動を意図的、計画的、継続的に実施する。

（３）傍観者を生まない集団づくり

「いじめゼロ月間」等を捉えて、生徒がいじめを自分たちの問題として考え、主体的にいじめの防止等に取り組むよう「いじめをしない、させない、許さない、見逃さない」ことを重点目標として指導し、傍観者を生まない集団づくりに努める。

（４）インターネット等に関する指導・啓発

インターネットを通じて行われるいじめを防止するため、生徒に対して情報モラルに関する指導を行うとともに、インターネット等の適切な利用等について保護者への啓発を行う。

（５）保護者や地域への働きかけ

学校、家庭、地域の人と連携しながら、いじめの防止に向けた取組みを推進する。

5 いじめの早期発見のための取組

（１）日常的な観察・情報の共有

「全教職員が全校生の担任」であるという意識の下、生徒が示すわずかな変化を「見逃さない」「見過ごさない」ように、日常のふれあいの時間を大切に、生徒とのコミュニケーションを図ることを通して本音が言える関係づくりに努める。また、教職員による積極的な情報収集・情報交換による情報の共有に努める。

（２）「生活記録」等を活用したいじめの把握

生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるため、「生活記録」等を活用して、日々の学校生活や友人関係等の把握に努める。

（３）アンケートの実施

いじめの実態を把握するため、定期的に下記のアンケートを実施する。

- ① 生活アンケート（５月・９月・２月：生徒指導部）
- ② 学校生活アンケート（７月・１月：教務部）
- ③ 自尊感情アンケート（６月・１０月：養護部）
- ④ Q-U（楽しい学校生活を送るためのアンケート）（５月・１２月：現教部）

アンケートの際は、目的に応じて内容や実施方法を検討し、記名式と無記名式、また、選択式と記述式のそれぞれの特長を生かなど、組み合わせて実施する。

(4) 教育相談体制の整備

生徒の悩みを積極的に受け止める相談窓口を設け、その周知を行い、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家や教職員による教育相談を実施する。

6 いじめに対する措置

(1) いじめを認知したときの対応

- ① いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為をやめさせる。
- ② いじめを認知した教職員は一人で抱え込まず、情報を共有する。
- ③ 速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、事実関係を確認する。
- ④ 事実確認の結果は、被害・加害生徒の保護者に連絡する。
- ⑤ 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに高松西警察署等の関係機関に通報し、適切な援助を求める。

(2) いじめられた生徒又はその保護者への支援

- ① いじめられた生徒から、事実関係の聴き取りを行う。
- ② 生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーの保護に留意して対応する。
- ③ 事実関係及び対応について、家庭訪問や電話連絡等により、迅速に保護者に伝える。
- ④ いじめられた生徒が信頼できる人（親しい友人や教職員、家族等）と連携できるよう配慮し、いじめられた生徒に寄り添い支える支援体制をつくる。
- ⑤ 状況に応じて、スクールカウンセラー等の専門家の協力を得る。
- ⑥ いじめが解決したと思われる状況下においても、支援や観察を継続して行う。

(3) いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- ① いじめたとされた生徒から、その事実関係の聴き取りをしっかりと行う。
- ② 生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーの保護に留意して対応を行う。
- ③ いじめがあったことが確認された場合、いじめをやめさせ、その再発防止に関する指導を行う。
- ④ いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるよう指導する。
- ⑤ 事実関係及び今後の対応について、家庭訪問や電話連絡等により、迅速に保護者に伝え、協力を求めるとともに、保護者に対する助言を行う。
- ⑥ いじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難であり、且つそのいじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと判断したときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、高松西警察署等の関係機関に相談して対処する。

(4) 学級全体への指導

- ① 学級指導などを通して、いじめは絶対に許されない行為であることを指導する。
- ② いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として考えるよう指導する。
- ③ 全校生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できる集団づくりに努める。

7 重大事態への対処

(1) 報告

いじめにより、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合や、いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるような場合の重大事態を認知した場合は、速やかに綾川町教育委員会への報告を行う。

(2) 調査

重大事態に対して、学校が主体となって調査を行う場合は、「いじめ防止対策委員会」を開催し、アンケートなどの方法により重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。その際、教育的配慮に基づき、生徒の人権や個人情報保護等に十分留意する。調査を行ったときは、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、この調査に係る重大事態の事実関係等の必要な情報を適切に提供する。

(3) 組織

重大事態が発生した場合には、綾川町教育委員会と協議し、学校全体で迅速に対応・解決できるように組織を設置する。

8 教職員の指導力の向上

- (1) いじめへの対応に係る具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、普段から教職員の共通理解・共通認識を図る。
- (2) 「かがやく笑顔をとるもどすために」「先生、見逃さないで子どもが示すシグナルを」等の研修資料を活用して、いじめへの対応に係る教職員の指導力向上を図る。

9 学校評価における留意事項

学校において、いじめの事実が隠蔽されず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組みについての2点を学校評価項目に加え、取組み内容や方法等の見直しを行う。

10 その他

この基本方針は、実施状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

平成26年2月1日策定

平成28年4月1日一部改正

平成29年7月1日一部改正

平成30年6月1日一部改正

平成31年4月1日一部改正